

令和6年12月

播磨町議会定例会議案
(追加分)

議案第 65 号

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(播磨町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 播磨町職員の給与に関する条例(昭和61年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の68.75」」の次に「とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を加える。

第27条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5を、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75を、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	

12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300

36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300

60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	

84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400			
95		299, 700	347, 800			
96		300, 100	348, 200			
97		300, 300	348, 400			
98		300, 600	348, 800			
99		301, 000	349, 200			
100		301, 400	349, 500			
101		301, 600	349, 800			
102		301, 900	350, 200			
103		302, 200	350, 600			
104		302, 500	351, 000			
105		302, 700	351, 500			
106		303, 000	351, 900			
107		303, 300	352, 300			

108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の170」の次に「とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

号給	給料月額(円)
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000

(播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の1条を加える。

(給与改定の実施時期等の取扱い)

第28条の2 この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例(以下「この条例において準用する給与条例等」という。)の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項及び第3項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 この条例及びこの条例において準用する給与条例等の規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における次に掲げる会計年度任用職員の当該改正の施行の日の属する月の末日(当該改正の施行の日が月の初日にあつては、その前日)までの間の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 任期が6月未満のもの

(2) パートタイム会計年度任用職員であつて、第21条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者に該当するもの

3 前項に定めるもののほか、この条例及びこの条例において準用する給与条例等の規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であつた者(当該改正の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。)の在職期間中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前3項の規

定によることができない場合又は前3項の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に町長の定めるところにより、又はあらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

号給	給料月額
1	194,500円
2	196,200円
3	197,800円
4	199,400円
5	201,000円
6	202,700円
7	204,400円
8	206,100円
9	207,400円
10	209,000円
11	210,600円
12	212,100円
13	213,600円
14	215,200円
15	216,800円
16	218,400円
17	220,000円
18	221,700円
19	223,000円

20	224,300円
21	225,600円
22	226,700円
23	227,800円
24	228,900円
25	230,000円
26	231,100円
27	232,200円
28	233,300円
29	234,400円
30	235,400円
31	236,400円
32	237,300円
33	238,200円
34	239,100円
35	239,900円
36	240,700円
37	241,400円
38	242,000円
39	242,600円
40	243,200円
41	243,800円
42	244,400円

43	245,000円
44	245,500円
45	246,000円
46	246,400円
47	246,700円
48	247,000円
49	247,300円
50	247,600円
51	247,900円
52	248,200円
53	248,500円
54	248,800円
55	249,100円
56	249,400円
57	249,700円
58	250,000円
59	250,300円
60	250,600円
61	250,900円
62	251,200円
63	251,500円
64	251,800円
65	252,100円

66	252,400円
67	252,700円
68	253,000円
69	253,300円
70	253,600円
71	253,900円
72	254,200円
73	254,500円
74	254,800円
75	255,100円
76	255,400円
77	255,700円
78	256,000円
79	256,300円
80	256,600円
81	256,900円
82	257,200円
83	257,500円
84	257,800円
85	258,100円
86	258,400円
87	259,400円
88	260,400円

89	261,300円
90	262,200円
91	263,100円
92	263,900円
93	264,700円
94	265,500円
95	266,300円
96	267,000円
97	267,800円
98	268,600円
99	269,300円
100	270,000円
101	270,800円
102	271,600円

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の播磨町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第2条の規定による改正後の播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）又は第3条の規定による改正後の播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の播磨町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第2条の規定による改正前の播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 66 号

令和6年度播磨町一般会計補正予算（第7号）

令和6年度播磨町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,451万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億2,454万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,595,298	84,515	1,679,813
	1 基金繰入金	1,595,297	84,515	1,679,812
歳入合計		15,540,026	84,515	15,624,541

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		133,531	499	134,030
	1 議会費	133,531	499	134,030
2 総務費		1,880,325	43,059	1,923,384
	1 総務管理費	1,580,257	32,449	1,612,706
	2 徴税費	140,578	3,286	143,864
	3 戸籍住民基本台帳費	124,149	7,324	131,473
3 民生費		5,679,740	8,941	5,688,681
	1 社会福祉費	3,413,716	5,326	3,419,042
	2 児童福祉費	2,265,823	3,615	2,269,438
4 衛生費		933,720	2,347	936,067
	1 保健衛生費	524,044	1,156	525,200
	2 清掃費	409,676	1,191	410,867
6 農林水産業費		222,686	777	223,463
	1 農業費	158,542	777	159,319
8 土木費		1,197,929	2,117	1,200,046
	1 土木管理費	113,645	423	114,068
	4 都市計画費	837,696	1,694	839,390
10 教育費		3,859,003	26,775	3,885,778
	1 教育総務費	489,681	9,519	499,200
	2 小学校費	824,629	1,889	826,518
	3 中学校費	377,897	563	378,460
	4 幼稚園費	496,777	9,198	505,975
	5 社会教育費	1,146,008	2,152	1,148,160
	6 保健体育費	524,011	3,454	527,465
歳出合計		15,540,026	84,515	15,624,541

議案第 67 号

令和6年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,835万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		404,179	532	404,711
	1 繰入金	404,179	532	404,711
歳入合計		3,637,823	532	3,638,355

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		50,131	532	50,663
	1 総務管理費	44,672	532	45,204
歳出合計		3,637,823	532	3,638,355

議案第 68 号

令和6年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,973万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		574,962	1,109	576,071
	1 一般会計繰入金	480,161	1,109	481,270
歳入合計		3,148,628	1,109	3,149,737

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		73,295	1,109	74,404
	1 総務管理費	54,075	1,109	55,184
歳出合計		3,148,628	1,109	3,149,737

議案第 69 号

令和6年度播磨町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度播磨町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	674,220	1,952	676,172
第1項 営業費用	651,907	1,952	653,859

第3条 予算第4条本文括弧中「100,726千円」を「101,445千円」に、「69,558千円」を「70,277千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	660,004	719	660,723
第1項 建設改良費	416,783	719	417,502

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	90,530	2,671	93,201

令和6年12月11日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 70 号

令和6年度播磨町下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度播磨町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	920,572	1,893	922,465
第1項 営業費用	832,739	1,893	834,632

第3条 予算第4条本文括弧中「291,213千円」を「291,881千円」に、「166,347千円」を「167,015千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,292,992	668	1,293,660
第1項 建設改良費	828,646	668	829,314

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	44,204	2,561	46,765

令和6年12月11日提出

播磨町長 佐伯謙作

